

熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成１５年（２００３年）６月に地方自治法の一部改正（同年９月施行）により、効率的・効果的な管理による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところである。

県では、公の施設である「熊本県テクノ中央緑地」及び「本妙寺山緑地公園」（以下「施設」という。）の管理業務について、「熊本県テクノ中央緑地」は平成１８年度（２００６年度）から、「本妙寺山緑地公園」は平成２４年度（２０１２年度）から指定管理者制度を導入している。

令和９年度（２０２７年度）も引き続き指定管理者制度を導入することとし、地方自治法第２４４条の２第３項及び熊本県都市公園条例第１６条並びに熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第３条の規定に基づき、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園の指定管理者を募集する。

１ 指定管理者制度を導入する施設の概要

熊本県テクノ中央緑地

（１）施設の名称

熊本県テクノ中央緑地

（２）施設の所在地

上益城郡益城町田原２０８１番１

（３）施設の沿革

平成元年（１９８９年） 供用開始

（４）施設の規模、内容等

イ 施設の面積 ５．０ｈａ

ロ 施設の内容

分類	施設の種類
園路及び広場	園路、集いの広場、泉の広場、のびのび広場等
修景施設	植栽、芝生、噴水、滝等
遊戯施設	ジャングルジム、複合遊具（滑り台等）等
便益施設	駐車場、便所、水飲場
管理施設	管理事務所、機械室、照明施設、標識、案内板等

（５）現在の管理体制

現在の指定管理者：ＳＦＴ共同企業体

（６）施設の利用実績

令和３年度（２０２１年度）５８，６９８人

令和４年度（２０２２年度）６６，２３２人

令和５年度（２０２３年度）６６，３８５人

令和6年度（2024年度）49,025人

令和7年度（2025年度）56,636人

本妙寺山緑地公園

(1) 施設の名称

本妙寺山緑地公園

(2) 施設の所在地

熊本市西区花園6丁目1057番1

(3) 施設の沿革

平成24年（2012年） 供用開始

(4) 施設の規模、内容等

イ 施設の面積 6.9ha

ロ 施設の内容

分類	施設の種類
園路及び広場	園路、階段等
修景施設	植栽等
便益施設	駐車場、案内板

(5) 現在の管理体制

現在の指定管理者：SFT共同企業体

(6) 施設の利用実績

令和3年度（2021年度）383人

令和4年度（2022年度）299人

令和5年度（2023年度）325人

令和6年度（2024年度）326人

令和7年度（2025年度）334人

2 施設管理と指定管理者募集の基本的な考え方

熊本県テクノ中央緑地は、熊本県テクノポリス構想の一環として熊本テクノリサーチパーク内に「安らぎ」や「憩いの空間」、「コミュニティ形成の場」として整備された都市緑地であり、環境形成及び景観向上を図るとともに、熊本を象徴するメモリアルパークとして位置づけられている。

また、本妙寺山緑地公園は、本妙寺山周辺の良い自然環境を維持し、自然と調和した緑豊かな街づくりを目指すために、「自然散策・観察」や「自然学習の場」として位置づけられた緑地公園である。

さらに、本緑地及び公園は、熊本都市圏の緑豊かな景観を有し、「休養・休息、景観、環境、教養の場」として熊本都市圏や周辺市町村から広域的に利用されており、更なる施設の魅力向上を図っていく必要がある。

このことを踏まえ、本施設の管理を行い、県民サービスの向上及び管理経費の節

減を図るものとする。

3 指定管理者が行う管理業務の主な基準

(1) 総則

施設管理と指定管理者募集の基本的な考え方に基づいた管理を行うこと。

(2) 休園日及び開園時間

休園日及び開園時間は定めないものとする。

(3) 法令遵守

管理業務を行うに当たっては、次の法令を遵守すること。

- ① 熊本県都市公園条例（以下「条例」という。）、熊本県都市公園規則
- ② 都市公園法その他の都市公園関係法令
- ③ 地方自治法その他の行政関係法令
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令
- ⑤ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、浄化槽法、建築基準法、消防法、電気事業法その他の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑥ 個人情報保護に関する法律その他の個人情報保護関係法令

(4) 留意事項

管理業務を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 効率的かつ効果的な管理を行い、経費の節減に努めること。
- ② 施設が持つ様々な機能を十分に発揮させ、施設利用者に快適な空間が提供できるよう施設の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 施設における事故の発生防止及び利用者の安全管理に努めること。
- ④ 事故又は災害が発生した際の利用者の避難、誘導、安全確保、通報等について定めたマニュアルを作成し、事故又は災害に対応するとともに、速やかに県に報告すること。
- ⑤ 公の施設であることを念頭において、公平な管理を行うこととし、特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- ⑥ 施設の使用に係る許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ⑦ 管理業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に努めること。
- ⑧ 管理業務の実施に当たっては、環境負荷の軽減に配慮した物品の調達に努めること。
- ⑨ 管理業務の実施に当たっては、県産品や県産資材の使用に努めること。
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、指定管理者が留意しなければならないことは、「熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(5) その他

管理業務の基準の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

4 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の維持及び修繕に関する業務
- (2) 条例第3条各号に掲げる行為を行っている者又は行おうとする者に対する指導業務
- (3) 条例第4条第2項各号に掲げる者に対する施設の利用の制限に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要と認める業務

5 自主事業

指定管理者は、施設利用者へのサービス向上の観点から、管理業務の遂行を妨げない限度において、事前に県の承認を得た上で自主事業を行うことができる。自主事業による収入は、指定管理者の収入として収受することとする。

6 指定の期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までの5年間とする。

7 管理業務に要する経費

熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園の管理に要する経費は、県が支払う委託料、自主事業の収入によって賄うこととする。

(1) 委託料

指定期間中に県が支払う委託料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、指定管理者になろうとする者から各年度の委託料の額の提案を求めるものとする。

なお、県が支払う委託料の額は申請時に提出された提案価格に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めるものとする。また、県が支払う委託料の額は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの各年度の年度予算額以内となるため、提案価格を下回る場合がある。

基準価格 233,476千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和9年度（2027年）：46,695千円）

（令和10年度（2028年）：46,695千円）

（令和11年度（2029年）：46,695千円）

（令和12年度（2030年）：46,695千円）

（令和13年度（2031年）：46,695千円）

(2) 自主事業の収入

自主事業の収入は、指定管理者の収入として収受することとする。

8 スライド方式の適用

スライド方式の適用に際しては、熊本県ホームページ上の「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアル」（令和8年9月2日）を参照することとする。

9 指定管理者の指定

- (1) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (2) 指定管理者は、「10 参加資格」から「17 その他」までにより選定する。
- (3) 県と指定管理者とは、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺緑地公園の管理業務について、協定を締結する。

10 参加資格

- (1) 指定管理者になろうとする者（以下「申請者」という。）は、法人又は団体（以下「法人等」という。）とし、複数の法人等で構成される者（以下「グループ」という。）での申請も可能とする。
- (2) 申請者（グループの場合は、そのグループを構成する全ての法人等）の参加資格は、次の全ての要件を満たさなければならない。ただし、グループの場合、そのグループを代表する法人等（以下「代表法人等」という。）以外の法人等（以下「構成法人等」という。）については、②の要件を満たす必要はないものとする。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ② 熊本県内に本店又は支店を有すること。
 - ③ 申請者の代表者等が、熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - ④ 労働者災害補償保険に加入していること。
 - ⑤ 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ⑥ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (3) 申請者がグループの場合は、次の事項について注意すること。

- ① 指定管理者指定申請書の提出は代表法人等が行うこと。
 - ② 指定管理者指定申請書の記名押印等については、代表法人等及び全ての構成法人等が行うこと。
 - ③ 代表法人等の変更は認めない。
 - ④ 構成法人等の変更は原則として認めない。ただし、業務遂行上支障がないと判断される場合については、この限りでない。
- (4) 申請者は、複数の申請を行うことができない。また、グループの代表法人等及び構成法人等は、他のグループの代表法人等又は構成法人等になることができず、単独で申請することもできない。

1 1 申請書類

- (1) 申請者が提出する書類は以下のとおりとする。
- ① 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則第2条で定める指定管理者指定申請書をいう。）
 - ② 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園事業計画書（別記様式1）
 - ③ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表法人等、役割分担、代金請求・受領構成法人等を明らかにした書類）
 - ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ⑤ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - ⑥ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ⑦ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ⑧ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない法人等は除く。）
 - ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ⑩ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ⑪ 熊本県内の本店又は支店に所属する従業員の名簿及び賃金台帳
- (2) 前号③から⑩までの書類は、全ての法人等が提出すること。
- (3) 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

1 2 申請

申請は、次により、「1 1 申請書類」に掲げる書類のうち申請に必要なもの（以下「申請書一式」という。）を提出して行うこと。

- (1) 提出先 熊本県土木部道路都市局都市計画課（県庁行政棟本館1 1階）
- (2) 受付期間 令和8年（2026年）9月18日（金）から令和8年（202

- 6年) 10月5日(月)まで(県の休日を除く。)
- (3) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (4) 提出方法 持参に限る。
- (5) 提出部数 正本1部、副本9部(副本については、写しで可)
- (6) その他 申請書一式は、返却しない。また、申請書一式は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

1.3 質問・回答

募集要項の内容に関する質問は次により行うこと。

- (1) 提出期限 令和8年(2026年)9月18日(金)午後5時00分
- (2) 提出方法 必要事項を記入した質問書(別記様式2)を電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp
- (4) 回答 令和8年(2026年)9月25日(金)午前9時00分までに県のホームページに掲載する。なお、質問をした法人等の名称は公表しない。

1.4 現地見学会の実施

現地見学会を次のとおり開催する。参加を希望する場合は、次により申し込むこと。

- (1) 開催日時及び開催場所
- ① 熊本県テクノ中央緑地
- ア 開催日時 令和8年(2026年)9月14日(月)午前10時00分から
- イ 開催場所 熊本県テクノ中央緑地「のびのび広場」
- ② 本妙寺山緑地公園
- ア 開催日時 令和8年(2026年)9月14日(月)午後1時30分から
- イ 開催場所 本妙寺山緑地公園「駐車場」
- (2) 申込方法 現地説明会申込書(別記様式3)により申し込むこと。
- (3) 申込期限 令和8年(2026年)9月11日(金)午後5時00分
- (4) 申込先 toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp

1.5 指定管理候補者の選定方法

- (1) 総則
- 指定管理候補者選考委員会の意見を踏まえ、最終的に県が指定管理候補者を選定する。
- (2) 第一次審査

第一次審査は、県が次の審査基準に基づいて書類審査(資格審査)を行う。
第一次審査において、必要な要件を満たしていない場合は失格とする。失格の場合は、その後の審査を実施しない。

- ① 「１０ 参加資格」の要件を満たしていること。
- ② 委託料の提案価格が基準価格を超える提案でないこと。
- ③ 申請書類に不備又は虚偽の記載がないこと。

(3) 第二次審査

第二次審査では、指定管理候補者選考委員が次の審査基準に基づいて審査、採点を行い、指定管理候補者選考委員会の選考意見を取りまとめる。

審 査 基 準	審 査 項 目	判定
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであるか。(指定手続条例第４条第１号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
	住民の平等な施設利用の確保	

※選考委員会において「否」と判定された場合は失格とし、以下の採点は実施しない。

審 査 基 準	審 査 項 目		配点 (100 点満点)
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(指定手続条例第４条第２号)	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果		３５
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設の維持管理・安全管理の内容、適格性及び実現の可能性		
事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。(指定手続条例第４条第２号)	施設の管理に係る経費の内容	１５	２５
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	１０	
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。(指定手続条例第４条第３号)	安定的な管理が可能となる人的能力		３０
	安定的な管理が可能となる経理的基盤		
	類似施設の管理実績		
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項(指定手続条例第４条第４号)	災害、事故、疾病発生時における体制及び対応に関する取り組み	５	１０
	地域と協調した施設の管理に関する取り組み	５	

(4) プレゼンテーション

第二次審査において、申請者のプレゼンテーションを次のとおり実施する。

プレゼンテーションを行わない申請者は、失格とする。

- ① 日時及び場所 令和8年（2026年）10月14日（水） 午後
詳細な時間及び場所は後日申請者へ連絡する。
- ② 時間 1申請者あたり15分（質疑応答の時間を除く。）とする。
- ③ 方法 県が準備するプロジェクター、スクリーンを使用することができる。パソコンは申請者が準備すること。パソコンを使わないプレゼンテーションも可とする。

（5）失格

本要項中に記載しているほか、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 指定管理候補者選考委員会の採点が60点未満であったもの
- ⑥ 指定管理候補者選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

1.6 選考結果等の公表

応募状況について、申請者の名称又はグループ名を令和8年（2026年）10月13日（火）までに公表する。

選考結果は、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページで、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選考理由、指定管理候補者の事業計画の概要を公表する。

1.7 その他

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。

1.8 留意事項

- （1）指定管理候補者を指定管理者として指定する前に、指定管理候補者が「10 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは又は社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがある。
- （2）指定管理者の指定後に、指定管理者が「10 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

- (3) 県が本施設を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号）第148条に定める避難施設として指定し、武力攻撃や大規模テロが生じた際に避難施設として使用することがある。この場合、指定管理者の指定に当たっては、協定締結の際、施設管理者として避難施設の指定についての同意書を提出することが必要となる。
- (4) 指定管理者が現在の指定管理者と異なる場合は、令和8年度（2026年度）中に引継ぎを行い、令和9年（2027年）4月1日から円滑な業務を行うことができるようにすること。引継ぎ期間に係る委託料の措置は行わない。
- (5) 指定管理期間中に、施設の改修又は改築等を行う可能性がある。改修等に伴い施設の使用ができない場合もあるため、県と協議のうえ対応するものとする。

19 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園事業計画書（別記様式1）
- (3) 質問書（別記様式2）
- (4) 現地説明会申込書（別記様式3）
- (5) 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園管理業務仕様書
- (6) 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園の管理に関する協定書（案）

20 問い合わせ先

熊本県土木部道路都市局都市計画課 担当：坂下、西郷

電話：096－333－2521

電子メール：toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp